御殿場市宿泊税制度（素案）

御殿場市新規観光振興財源導入等庁内検討委員会



目　次

1　新たな観光振興財源の導入に向けて　・・・・・　1

2　本市の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

(1) 人口推計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

(2) 市税収入額の推移　・・・・・・・・・・・・・　2

(3) 観光交流客数・宿泊客数の推移　・・・・・・・　3

(4) 観光費決算額の推移　・・・・・・・・・・・・　3

3　財源の検討　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

(1) 自主財源確保手段　・・・・・・・・・・・・・　4

(2) 課税自主権　・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

(3) 課税対象行為　・・・・・・・・・・・・・・・・　6

4　宿泊税導入に当たっての論点整理　・・・・・・・　7

5　宿泊税の導入目的　・・・・・・・・・・・・・・・　8

6　宿泊税の使途に関する基本的な方向性　・・・・・　9

7　課税対象要件　・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

(1) 検討対象となる課税要件　・・・・・・・・・・・　12

(2) 対象施設・課税客体・納税義務者等　・・・・・　13

(3) 税率・税額・免税点　・・・・・・・・・・・・・　14

(4) 課税免除　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17

(5) 申告納入期限　・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

(6) 財源の検討　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20

(7) 特別徴収義務者交付金・システム整備補助金・　21

8　入湯税との関係　・・・・・・・・・・・・・・・・　23

9　協議調整内容の取りまとめ　・・・・・・・・・・　25

10　コスト試算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26

11　今後のスケジュール　・・・・・・・・・・・・・　26

12　新規観光振興財源導入等庁内検討委員会委員　・　27

(4) 課税免除

特定の宿泊行為に対する税負担の免除については、先行導入自治体によって対応が異なっていることから、先行導入事例を踏まえ、宿泊客や宿泊事業者の負担、公平性、税収額の観点等を考慮し検討した。

区　分	制度の有　無	内　容
大阪府	有り	次の機関・施設が行う修学旅行等に参加する幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 高等専修学校、保育所、幼保連携型認定こども園等
広島県	有り	①学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他の規則で定める学校行事に参加しているもの ②学校が主催する修学旅行その他の規則で定める学校行事の引率者
長野県	有り	①学校教育法第１条に規定する学校の幼児、生徒若しくは又は学生又はこれらの者を引率する者が、当該学校の教育活動又は研究活動（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合の当該宿泊 ②次に掲げる施設の満３歳以上の幼児又は当該幼児を引率する者が、当該施設が主催する行事として宿泊する場合の当該宿泊 ③教育上の必要その他の特別に事情により必要なものとして規則で定める宿泊
倶知安町	有り	①学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、修学旅行などの学校行事（教育課程の一環）に参加する者（引率者を含む） ②保育所等（保育園・保育所・子ども園・家庭的保育事業施設・小規模保育事業施設・居所訪問型保育事業施設・事業所内保育事業施設・許可外保育施設）が主催する行事に参加する満３歳以上の幼児（引率者を含む）
熱海市	有り	①年齢１２歳未満の者（小学生以下の者） ②学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、修学旅行などの学校行事（教育課程の一環）に参加する者（引率者を含む） ③市長が災害などにより避難が必要と認めた者 ④その他公益上市長が特に必要と認める者
松江市	有り	①学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他の規則で定める学校行事により宿泊するもの ②修学旅行その他の規則で定める学校行事により宿泊する引率者

※　東京都、福岡県、金沢市、熊本市は制度無し。

※　外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、全ての先行導入自治体において、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課していない。

≪検討結果≫

1　課税免除制度を設けていない自治体は、税の公平性と学校行事（公益性）を比較検討したうえで、税負担の公平性確保を優先事項としている。
2　スポーツ合宿等に対する課税免除の可否を検討する必要がある。
3　宿泊者の属性（年齢、観光・観光以外など）を確認する必要がある。
4　課税免除制度を設けた場合の税収への影響を試算する必要がある。
5　課税免除制度導入の有無は、税率や免税点の設定と併せて検討しなければならない。
6　入湯税課税免除要件との整合性保持等について検討する。
7　外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、先行導入自治体と同様に、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないものとする。
8　災害時減免等の考え方は別途整理する。

有識者の知見や、事業者・宿泊者アンケート等による意見を十分に踏まえたうえで、税率や免税点の設定と併せて検討する必要があることから、御殿場市新たな観光振興財源検討委員会での議論を通じて結論を得るものとする。

(5) 申告納入期限

ほぼ全ての先行導入自治体では、毎月月末までに前月分の宿泊税を申告納入することとし、併せて、宿泊事業者の負担軽減を図るための特例措置（一定の要件を満たす場合は３か月分をまとめて年４回申告納入）を設けている。本市入湯税が毎月１５日までに前月分を申告納入するものとしていることを踏まえ、適切かつ確実な申告納入及び宿泊事業者の事務負担軽減を図る観点から申告納入期限について検討した。

申告納入特例措置の要件

金沢市	倶知安町	熱海市	松江市	熊本市
前１２か月間の宿泊税納入額が１２０万円以下であること	前１２か月間の宿泊税納入額が３６０万円以下であること	前１２か月間の宿泊税納入額が１２０万円以下であること	前１２か月間の宿泊税納入額が１２０万円以下であること	前１２か月間の宿泊税納入額が２４０万円以下であること
前１２か月間において宿泊税の申告納入が適正に行われていること				
前１２か月間において徴収金の滞納がないこと				
申請日において特別徴収義務者として１年を経過していること	前１２か月までに旅館業法の許可若しくは民泊法の届出を行っていること	前１２か月までに宿泊施設の営業を開始し特別徴収義務者の申告書を提出していること	特例措置申請日において特別徴収義務者として１年を経過していること	前１２か月までに宿泊施設の営業を開始し特別徴収義務者の申告書を提出していること
宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること				
特例措置の取り消しを受けてから１年を経過していること				

≪検討結果≫

1　入湯税と比べて宿泊税の納税義務者数が多いことから、１５日間での申告納入は宿泊事業者の事務負担増加に繋がる。

2　適切かつ確実な申告納入を担保する観点から、毎月月末までに前月分を申告納入とすることが望ましい。

3　宿泊事業者の事務負担軽減の観点から、特例措置は設ける方向で検討すべき。

4　入湯税と宿泊税の申告納入期限に差異が生じることに対し、宿泊事業者に意見を求める必要がある。

申告納入期限　……　毎月月末までに前月の初日から末日までの分を申告納入する。

特例措置　……　一定の要件を満たす場合は３か月ごとの申告納入を認める。

別途、宿泊事業者に対し意見を求める。

(6) 制度の見直し

法定外目的税の課税期間は、税源の現状、財政需要、納税者の負担等を考慮し、原則として一定の課税期間を定めることが適当である（H15.11.11総務省自治税務局長通知）ことから、先行導入自治体の例を参考に制度の見直しに係る期間を検討した。

区　分	制度の見直し期間（課税期間）	区　分	制度の見直し期間（課税期間）
東京都	条例施行後５年ごとに見直し	金沢市	条例施行後５年ごとに見直し
大阪府		倶知安町	
福岡県	条例施行後３年その後５年ごとに見直し	熱海市	条例施行日から５年を経過で効力を失う
広島県	条例施行後５年ごとに見直し	松江市	条例施行後３年その後５年ごとに見直し
長野県	条例施行後３年その後５年ごとに見直し	熊本市	条例施行後２年その後５年ごとに見直し

≪検討結果≫

制度導入後の事業フレーム早期検証の必要性を踏まえ、初回は早期見直しとし、以降は先行導入自治体と同様とする。

「条例施行後３年で見直しを行い、その後は５年ごとに見直す。」

(7) 特別徴収義務者交付金・システム整備補助金

宿泊事業者を特別徴収義務者として指定した場合、徴収に係る事務的負担や経費的負担を課すことになる。また、宿泊事業者には、新たにシステム整備等の費用が発生することになる。多くの先行導入自治体では、負担軽減の観点から、宿泊事業者に対し交付金、補助金を交付する制度を設けていることから、事例を参考に、制度設置の必要性や制度の内容を検討した。

◇特別徴収義務者交付金

区　分	東京都	大阪府	福岡県	広島県	長野県
名　称	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報奨金	宿泊税特別徴収義務者報奨金	特別徴収義務者報奨金
交付額等	交付時期は交付対象期間の翌年度				
	納入額の２.５％ (導入後５年間３.０％) 交付上限額１００万円	①全て納期内完納 納期内完納額の２.５％ (導入後５年間３.５％) ②納期内未完納がある 納期内完納額の２.０％ (導入後５年間２.５％) ③加算金伴う増額更生 納期内完納額の１.０％ (導入後５年間１.５％)	納期内納入額の２.５％ (導入後５年間３.０％) (電子申告は３.５％) 交付上限額２００万円	納期内納入額の２.５％ (導入後５年間の電子申告は３.０％	納期内納入額の２.５％ (導入後５年間３.０％) (電子申告は３.５％)

区　分	金沢市	倶知安町	熱海市	松江市	熊本市
名　称	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収事務交付金	①特別徴収事務交付金 ②制度普及促進補助金	特別徴収事務交付金
交付額等	交付時期は交付対象期間の翌年度				
	納期内納入額の２.５％ ※Ｒ１１.３月まで ３.０％＋申告納入月 １月につき1,000円を 加算した額 交付上限額 前期５０万円 後期５０万円	①全て納期内完納 納期内完納額の２.５％ (導入後５年間３.５％) ②納期内未完納がある 納期内完納額の２.０％ (導入後５年間２.５％) ③加算金伴う増額更生 納期内完納額の１.０％ (導入後５年間１.５％)	納期内納入額の２.５％ (導入後５年間３.０％)	① 納期内納入額の２.５％ (導入後３年間３.０％) ② 特別徴収事務交付金と同額 交付上限額　無し	納期内納入額の４.０％ (導入後５年間４.５％) 交付上限額　無し

◇システム整備補助金

区　分	東京都	大阪府	福岡県	広島県	長野県
名　称	無し	宿泊税システム改修費補助金	無し	宿泊税システム整備補助金	宿泊事業者のＤＸ支援事業補助金
内　容	－	・レジシステムの改修又は構築 ・上記改修・構築に係るソフトウェア購入 など	－	・既存レジシステムの改修又は新規レジシステム構築 ・ハードウェア、ソフトウェア購入 など	①予約管理、精算システム改修 ②ＤＸ推進に資するシステム導入及び改修 など
補助額	－	・補助率…１／２ ・限度額 9室以下：5万円 10室～29室：10万円 30室～49室：30万円 50室以上：50万円	－	・補助率…１０／１０ ・限度額…２００万円 （原則）	①補助率…１０／１０ 限度額…上限なし ②補助率…２／３ 限度額…３００万円

区　分	金沢市	倶知安町	熱海市	松江市	熊本市
名　称	無し	無し	宿泊税システム整備費等補助金	宿泊税レジシステム改修等補助金	宿泊税レジシステム等整備費補助金
内　容	－	－	・レジシステムの改修又は構築 ・ハードウェア、ソフトウェア購入 ・既存パンフレット等の修正 など	・レジシステム及び自動精算機の改修 ・新規レジシステム構築 ・ハードウェア、ソフトウェア購入 など	・レジシステムの改修又は構築 ・ハードウェア、ソフトウェア購入 ・既存パンフレット等の修正 など
補助額	－	－	・補助率…１／２ ・限度額…５０万円	・補助率…１／２ ・限度額…５０万円 (ハードウェア・ソフトウェア購入のみの場合は5万円)	・補助率…１／２ (50万円以下全額) ・限度額…１００万円

≪検討結果≫

1　特別徴収義務者交付金

(1) 徴収に係る事務的負担や経費的負担を踏まえ制度を設ける。

(2) 現金以外の決済の場合、別途手数料等が必要となることを考慮する。

2　システム整備補助金

(1)　新たに発生するイニシャルコスト等を踏まえ制度を設ける。

有識者の知見や、事業者・宿泊者アンケート等による意見を十分に踏まえる必要があることから、具体的な要件や補助率等には、御殿場市新たな観光振興財源検討委員会での議論を通じて結論を得るものとする。

8　入湯税との関係

入湯税とは、鉱泉浴場（温泉）の入浴行為に対して課税する目的税であり、納税義務者は入湯客（宿泊）となる。入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備、観光（観光施設の整備を含む。）振興に要する費用に充てることができる（地方税法第７０１条）目的税である。このことから、入湯税と同様に観光振興を目的とする宿泊税との関係性を整理する必要がある。

◇目的・使途、課税客体

区　分	宿泊税	入湯税
目的・使途	持続可能な観光地として発展していくことを目指し、**観光資源の魅力向上、旅行者の快適な滞在環境の充実その他の観光の振興を図る施策**に要する費用に充てる	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに**観光の振興（観光施設の整備を含む。）**に要する費用に充てる
課税客体	宿泊施設等における宿泊行為	鉱泉浴場における入浴行為（宿泊）

◇入湯税の使途（当初予算ベース）

（単位：千円）

区　分		令和８年度	令和７年度
浄化槽設置事業 ・浄化槽設置補助事業	事業費	7,496	11,702
	充当額	3,900	4,100
観光振興事業 ・まつり等支援事業 ・観光推進事業 ・インバウンド推進事業 ・バラのまちづくり事業	事業費	54,510	65,027
	充当額	36,100	34,900

◇入湯税の課税免除、申告納入期限

入湯税の課税免除……年齢１２歳以下の者、修学旅行を目的とする生徒の団体客、日帰りで鉱泉浴場に入浴する者

入湯税の申告納入……特別徴収義務者は、毎月１５日までに、前月１日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納付書によって納入しなければならない。

≪検討結果≫

1　入湯税、宿泊税ともに目的税であり、使途の重複は不可。入湯税と宿泊税の使途(充当事業）を棲み分ける必要がある。
※　特に「観光振興事業」における棲み分けを整理する必要がある。

2　鉱泉浴場を有する宿泊施設では宿泊者が宿泊税と入湯税を負担することとなる。課税客体が異なることから、二重課税には当たらないと解されるが、納税義務者の納得を得るためにも使途や事業効果の明確化は必須である。

3　宿泊税の課税免除要件と入湯税課税免除要件との整合を図る必要性等について検討する。
4　宿泊税と入湯税の申告納入期限に差異が生じることについて、事業者の意向を確認する。

御殿場市新たな観光振興財源検討委員会で検討する。